

令和7年度第1回袖ヶ浦市都市計画審議会

- 1 開催日時 令和7年5月1日(木) 午前10時00分 開会
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所中庁舎4階第二委員会室(袖ヶ浦市坂戸市場1番地1)

3 委員出欠席

(出席委員：10名)

会長	鬼塚 信弘	副会長	磯野 綾
委員	渡邊 美代子	委員	城所 秀樹
委員	正能 俊輔	委員	小国 勇
委員	稲毛 茂徳	委員	古谷野 克己
委員	吉村 直美	委員	赤川 稔

(欠席委員：1名)

委員	河島 吉秀
----	-------

4 出席職員

市長	粕谷 智浩	都市計画課副課長	明峯 宏夫
都市建設部部长	佐野 裕達	都市計画課班長	江野澤 昌宏
都市建設部次長	岡野 達也	都市計画課主査	室田 拓也
都市計画課副参事	菊地 国文	都市計画課主査	中村 彰之

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人	傍聴人数	0人
------	----	------	----

6 議題

- (1) 袖ヶ浦市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例第4条第1項の規定により指定する土地の区域(案)及び同条例第7条第1項第7号の規定により指定する区域(案)について(諮問)

- (2) その他

7 議事

事務局(菊地副参事) 【開会】 (午前10時00分開会)

粕谷市長 【辞令交付】

【挨拶】

鬼塚会長 【挨拶】

(粕谷市長、所用のため退席)

事務局(菊地副参事) 【職員紹介】

【資料確認】

【出欠状況確認】

{11名中10名の出席、審議会条例第6条第2項の規定により、定数の2分の1以上の出席のため、会は成立}

事務局(菊地副参事) 審議会条例第6条第1項の規定に基づきまして、会長が本会の議長を務めることとなっておりますので、これより先は鬼塚会長にお願いいたします。

鬼塚会長 【議事録署名人の選出】〔渡邊委員と城所委員を選出〕

鬼塚会長 それでは、次第にしたがいまして、議事を進めさせていただきます。本日の審議事項は1件でございます。「袖ヶ浦市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例第4条第1項の規定により指定する土地の区域(案)及び同条例第7条第1項第7号の規定により指定する区域(案)について」を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局(江野澤班長)【第1号議案、資料1、資料2、参考資料1から4に基づき説明】

鬼塚会長 説明が終わりましたので、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。なお、限られた時間で多くの方が意見を述べる機会が得られるよう、ご質問は簡潔をお願いします。

鬼塚会長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

本件について、原案に対し「特に異議はない」ということで、市長へ答申したいと思いますが、異議はございませんか。

<異議なしの声>

鬼塚会長 異議がないということですのでこれについて本件については終結いたします。

鬼塚会長 続きまして、議題2「その他」について事務局から何かありますか。

事務局（菊地副参事） 特にございません。

鬼塚会長 それでは、本日予定しました議題は滞りなく、全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

事務局（菊地副参事） 鬼塚会長・委員の皆様ありがとうございました。委員の皆様には、議事録調製にあたり発言内容の確認をいただき、その後議事録の写しを事務局から送付させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、以上を持ちまして、第1回袖ヶ浦市都市計画審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

【閉会】

〈10時20分〉

上記会議のてん末を証するために署名する。

令和 7 年 6 月 12 日

会長 鬼塚信弘

署名委員 渡邊美代子

署名委員 城所秀樹

令和7年度第1回 袖ヶ浦市都市計画審議会

日 時 令和7年5月1日(木)
午前10時00分から
場 所 袖ヶ浦市役所中庁舎4階
第二委員会室

次 第

- 1 開 会
- 2 辞令交付
- 3 市長あいさつ
- 4 会長あいさつ
- 5 職員紹介
- 6 議事録署名人の選出
- 7 議 事
 - (1) 袖ヶ浦市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例第4条第1項の規定により指定する土地の区域(案)及び同条例第7条第1項第7号の規定により指定する区域(案)について(諮問)
【資料1～2】、【参考資料1～4】
 - (2) その他
- 8 閉 会

袖ヶ浦市都市計画審議会付議事項書

1 件 名	袖ヶ浦市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例第4条第1項の規定により指定する土地の区域（案）及び同条例第7条第1項第7号の規定により指定する区域（案）について（諮問）
2 内 容	<p>都市計画法に基づく開発行為の許可に関する事務等の権限移譲に伴い新たに制定した袖ヶ浦市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例に基づき、区域を指定するに当たり、諮問するものです。</p> <p>1 区域（案） 別添資料のとおり</p> <p>(1) 袖ヶ浦市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例第4条第1項の規定により指定する土地の区域（案）</p> <p>(2) 袖ヶ浦市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例第7条第1項第7号の規定により指定する区域（案）</p> <p>2 今後の予定</p> <p>5月27日 第7条第1項第7号の区域（案）の見直しについて 議会全員協議会に報告</p> <p>5月 下旬 指定告示</p> <p>6月 1日 施行</p>
3 その他	
4 取扱い	付議 ・ 諮問 ・ 報告 ・ その他

令和7年5月1日提出